

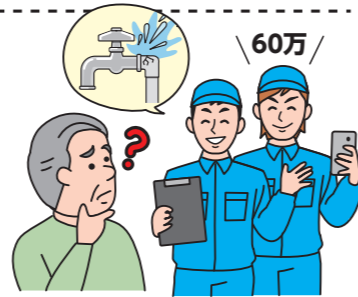
●消費生活相談事例●

給水管(水道管)の凍結による修繕トラブル

寒波襲来で、住居の給水管(水道管)が凍結により破損し、水漏れした。ネットの検索エンジンで修理業者を検索して、一番上に表示された業者の広告を見て、電話をかけ修理を依頼した。

修理に来た業者に、「20年ほど経過している給水管なので、全部変えないといけない。60万はかかる。」と言われた。

たしかに、水回りの修理代金は高いという認識はあるが、本当に妥当な金額なのか。(相談者：60代 男性)



消費者へのアドバイス

今回の事例は、給水管(水道管)が凍結などで破損し、水漏れするトラブルが起きやすい冬の代表的なものです。修理業者の中には、安い料金を広告しておいて、実際に修理となると広告の何倍もの料金を請求する業者もいます。事業者の説明だけをうのみにせず、きっぱりと断りましょう。

【断り切れず、契約をした場合】

こちらから電話をし、修理に来てもらったとしても、実際の広告とあまりにも大きく異なる料金を請求された場合は、訪問販売によるクーリング・オフが可能な場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。

●消費生活トピックス●

長期使用の石油ファンヒーターなどの火災事故に注意!

「機材を使用する前」や「使用後に倉庫などに収納する前」には必ず点検をしましょう。

●灯油が漏れていませんか?

部品の経年劣化などにより、灯油が漏れているケースがあります。漏れている場合は危険なので使用を控えましょう。

●昨年使用したときの灯油が残っていませんか?

灯油は適切に保管していた場合でも、保管後6ヶ月を経過すると酸化が進み、燃焼不良などを引き起こすおそれがあります。古い灯油は使わず、新しい灯油を使用しましょう。

●長期間使用している機材ではありませんか?

業界団体等では、石油ファンヒーターなどの石油ストーブの点検、取替の目安を8年としています。長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、重大な事故につながる場合があります。**異常を感じた場合などは使用せず、製品の買い替えを検討しましょう。**



令和6年度 消費生活講座

消費者のみなさんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。

回	日時	テーマ・講師	場所
4	令和7年 2月21日(金曜日) 13:30~15:00	●知っておきたいお金の話 ~今話題の新NISAってなに?~ 講師: J-FLEC(金融経済教育推進機構)認定アドバイザー 藤原 佳織 氏	きらめき プラザ3F 301会議室

受講希望の方は、QRコードを読み取り電子申請していただくか、岡山県消費生活センターに電話、FAXでお申し込みください。

※参加費無料。会場には公共交通機関の利用にご協力ください。定員100名先着順です。日時、講師、会場等が変更となる場合があります。



TEL 086-226-1019
FAX 086-227-3715

センターからの

2024
冬号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2024.12月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 暗号資産、FX
~誰でも簡単に稼げるといった話には注意!~
- デジタル終活とは
- エンディングノートを作成してみましょう
- 消費生活相談事例
給水管凍結による修繕トラブル
- 消費生活トピックス
石油ファンヒーターなどの火災トラブル
- 消費生活講座ご案内

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日~日曜日 9:00~16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日~金曜日 9:00~12:00・13:00~16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX: 086 (227) 3715



ホームページ: <https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>
X (旧Twitter) アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス等 山陽新聞・さりお(生活情報紙)・おかやまコープ機関誌 随時掲載

暗号資産、FX

~誰でも簡単に稼げるといった話には注意!~

相談 誰でも簡単に稼げるといった話を聞いて、紹介された暗号資産やFXに投資したところ、利益はあがっているらしいが、日本円の引き出しができない。どうしたらいいか?

アドバイス スマホのアプリ上では利益があがっているようにみえても、実際は暗号資産やFXに投資をしていない可能性が考えられます。引き出し手数料や税金といった名目で、金銭を要求され、結局、日本円の引き出しができないといった事案が発生しています。

ハイリスクハイリターンといって、お金がたくさん稼げる投資にはお金が全くなるといった危険性があるものです。

誰でも簡単に稼げるといった話はうのみにしないようにしましょう。

●暗号資産とはインターネットの中だけでやりとりされる、通貨のような機能を持つ電子データです。紙幣や貨幣などの実態は存在しません。(以前は「仮想通貨」と呼ばれていましたが、資金決済法の改正により、「暗号資産」に呼称が変更されました。)

●FXとは外国為替証拠金取引のことで、「日本円→米ドル」など、通貨を買ったり売ったりしたときに発生する差額によって、利益を得る取引のことで、預けた保証金を元手に保証金以上の金額で通貨の売買ができるという、レバレッジの仕組みを用いた金融商品です。レバレッジによって大きな利益を得ることが可能である一方で損失が大きくなる危険があります。



デジタル終活とは

初めて耳にする方も多いかもしれません。デジタル社会の今、デジタル終活が注目されています。

デジタル終活とは、例えば、現在、金融機関の預貯金通帳が紙からデジタルに移行が進んでいます。デジタルになると将来相続人になる方は、亡くなられたご家族が保有していた預金（通帳）の存在さえも分からなくなることが起こりえます。そういう事態を未然に防ぎ、後に残されたご家族（相続人）の負担を軽くしておきましょう。

具体的なトラブルについて

トラブル1

母が亡くなり、相続手続きのために通帳を探しているが見あたらない。生前、ネット銀行に預金を保有していると聞いていた。今日、ネット銀行はデジタル通帳しかないと知り、母のスマホのロックを解除してデジタル通帳アプリを開こうとしたが、スマホのロックを解除するパスワードがわからないので、ロックを解除できず、スマホの中が見れない。どうしたらいいか。



アドバイス1

エンディングノートに、スマホのロックを解除するパスワードを記しておきましょう。また、保有している預金の銀行名等も記しておきましょう。なお、スマホロックが解除できなかった場合、全てのネット銀行に相続人が預金照会をするということにもなり、相続人の負担は大きくなります。



ポイント ネット銀行はデジタル通帳しかありません。

トラブル2

父が亡くなり、相続手続きのために、金融機関の窓口で預金の取引履歴を確認した。そうすると、サブスクの利用料金と思われる引き落とし（月額3,000円）が父が亡くなってから3か月たった今も続いていることがわかった。

すでに父は亡くなっており、当然利用していないので解約したいが、スマホのロックを解除するパスワードがわからない。

スマホのロックを解除できないので、どの会社が運営しているサブスクか特定できない。どうしたらいいか。

アドバイス2

エンディングノートに、スマホのロックを解除するパスワードを記しておきましょう。また、契約しているサブスクの名称やID、パスワードを記しておきましょう。サブスクを解約しないかぎり、ご家族である相続人に利用料金の支払い義務が生じる場合がありますので、注意が必要です。

*サブスクとは有料動画等を毎月一定額を支払うことで視聴することができるものです。スマホで利用されているケースが多々あります。

～デジタル終活のため～

エンディングノートを作成してみましょう。

エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに、相続人となるご家族が様々な手続きを進める際に困らないように、必要な情報を残しておく、ご家族のためのノートです。今回は以下の例に絞って説明します。

●エンディングノート作成者の資産について

預貯金について

保有している預貯金の金融機関名、支店名、口座番号、貸金庫の有無を記しておきましょう。金融機関名がわかれば、相続人は金融機関の窓口で、その内容を教えてもらえます。

スマホ、パソコンについて

スマホ、パソコンの有無、ロック解除のパスワードやIDなどを記しておきましょう。

- スマホ、パソコンの有無
- パスワード ○○○○
- ID ■■■■

オンライン口座について

ネット銀行の預金、ネット証券の株式の内容を記しておきましょう。

- 銀行 銀行名、支店名、口座番号、ID、パスワードなど
- 株式 証券会社名、支店名、口座番号、ID、パスワードなど

保険について

保険の種類や内容、保険会社名、契約者、被保険者などを記しておきましょう。

有料サービスについて

- 音楽・動画配信、電子書籍などのサブスクなどの契約状況を記しておきましょう。
- 契約している内容、契約先、ID、パスワードなど

●エンディングノートの書き方に決まりはありませんので、ご自身の好きなように書いて構いません。(ノートの保管は厳重にしましょう。)



不安に思ったとき、トラブルにあった時は、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン (局番なし) 188 (身近な消費生活相談窓口につながります)